

平成28年度 第2回

茨 木 市 都 市 計 画 審 議 会
— 会 議 録 —

会 議 録

(敬称略)

会議の名称	平成28年度第2回茨木市都市計画審議会
開催日時	平成28年7月22日(金)午後10時00分開会・午前11時45分閉会
開催場所	市役所南館8階中会議室
会 長	建山 和由
出席者	<p>[委 員]</p> <p>建山 和由、澤木 昌典、神吉 紀世子、藤里 純子、木村 正文 <以上学識経験者></p> <p>篠原 一代、小林 美智子、朝田 充、桂 睦子、中井 高英、 山崎 明彦、松本 泰典、安孫子 浩子、坂口 康博、辰見 登 <以上市議会推薦></p> <p>磯崎 弘治 <以上関係行政機関の職員></p> <p>清水 康夫、川本 由貴 <以上市民></p> <p>(以上、計18名)</p>
欠席者	秋山 孝正、鈴木 依子
事務局	福岡市長、大塚副市長、河井副市長、鎌谷都市整備部長、 田邊都市政策課長、石野都市政策課計画係長
議題(案件)	<p><市決定案件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・北部大阪都市計画交通広場の決定について <p><府決定案件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・北部大阪都市計画道路の変更について <p><報告案件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・立地適正化計画について
傍聴者	4名

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○事務局	ただ今から平成 28 年度第 2 回茨木市都市計画審議会を開会する。 開会にあたり、福岡市長からあいさつを申し上げる。
○福岡市長	(あいさつ)
○事務局	本日の出席状況であるが、委員総数 20 名のところ、出席者は 18 名となっており、茨木市都市計画審議会条例第 7 条第 2 項の規定により、会議は成立している。 また、本日は 4 名の方が傍聴されている。 それでは、茨木市都市計画審議会条例第 7 条第 1 項の規定により、以後、本審議会の運営を建山会長にお願いします。
○建山会長	これより議長を務めさせていただくので、ご協力を賜りたい。 さて、本日は市決定案件として都市計画の決定案件が 1 件、本審議会に付議されており、府決定案件として都市計画の変更案件 1 件について、本審議会の意見を求められている。 その他に、立地適正化計画の策定に向けた取組みについて、事務局から報告を行いたいとの申出を受けているのでよろしくお願ひしたい。 また、議第 99 号及び府案件第 36 号については、相互に関連する内容のため、一括して説明を受け、質疑を行うこととする。 それでは、事務局からの説明をお願いします。 『議第 99 号 北部大阪都市計画交通広場の決定について』 『府案件第 36 号 北部大阪都市計画道路の変更について』
○田邊課長	(議案書 1～10 ページについて説明)
○建山会長	事務局からの説明は以上である。 まずは、市決定案件である都市計画交通広場阪急総持寺駅西口駅前交通広場の都市計画決定について、意見等はないか。
○朝田委員	計画には基本的に賛成であるが、テナント事業者から計画案について説明不足である旨の意見書が提出されている。 関係者に対して丁寧な対応をお願いしたいと考えるが、地権者やテナント事業者等、関係者への対応についてマニュアルはあるか。
○田邊課長	地権者等への対応について、市で統一したマニュアルは作成していないが、地元説明会の開催については、各戸配布、市広報、市ホームページ、

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	自治会の回覧等を使って周知に努めた。 また、意見書をいただいた方には可能な限りお会いし、都市計画の案について直接説明させていただいた。
○清水委員	新たな駅前交通広場の決定の主たる原因は、交通量の変化ではないかと考える。当初決定以降、交通量がどのように変化したか、地域の環境の変化を踏まえた今後の見通しも併せて具体的に示してほしい。
○田邊課長	現在、都市計画決定されている駅前交通広場は、昭和 38 年に計画決定されたものであり、当初は地形や交通量等の詳細について十分検討されていなかったと推測される。現在、長期にわたり未整備の都市施設については、技術的な実現性や必要性の観点から適時見直しを行っている。 また、駅前交通広場の面積は国の指針を参考に算定し、鉄道駅の乗降客数とバスやタクシー等の必要バース数を踏まえ、大阪府と協議の上、設定したものである。 なお、今後、新たなまちづくりの動きがある東芝工場跡地については、追手門学院中学校・高等学校と大学の一部が移転予定であり、通学路としての利用が見込まれるが、自動車通行量が大きく変わるものではないと考えている。また、水路暗渠化による道路拡幅を実施することにより主要幹線市道並みの幅員となる。
○清水委員	駅前交通広場の検討にあたり、国の指針を参考にどのように面積を算定されたかを具体的に示してほしい。
○田邊課長	駅前交通広場の面積の算出にあたっては、指針に基づき、バス、タクシー、自家用車及び歩行者の交通量並びにタクシー待機場の設置等を考慮し、駅前交通広場の環境を保つ面積等を加味して 2900 m ² としており、その妥当性については大阪府にも確認している。
○大塚副市長	駅前交通広場の検討にあたっては細かい計算を行い、必要な面積として 2,900 m ² と算出している。
○清水委員	今回、新たな駅前交通広場の位置を選定した根拠について説明いただきたい。
○田邊課長	新たな駅前交通広場の場所の選定については、複数案から比較検討を行い、その中から最適案として今回の場所を選定したものである。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○桂委員	<p>新たな駅前交通広場については、地形や市営駐輪場等の立地を考えると、今回提案の場所が適切であると考えているが、東芝工場跡地に追手門学院が進出することを考慮するとバスバース1台では少ないのではないかと。</p> <p>また、都市計画決定を行うにあたっては意見書の提出者への丁寧な対応を心掛けてほしい。</p> <p>確認であるが、都市計画決定後の支障物件調査や用地交渉等に関することについて、マニュアルを作成しているのか。</p>
○田邊課長	<p>駅前交通広場の規模は、新たに開業予定の JR 新駅と同程度の規模である。バース数の設定については、施設の配置を調整して今後変更することは可能である。</p> <p>また、東芝工場跡地については追手門学院中学校・高等学校と大学の一部の学部が移転予定であるが、新キャンパスから駅までの通学路になると想定される区間について、追手門学院の関係者と市で現地視察を行った結果、徒歩で通学出来ることを確認しており、JR 新駅及び阪急総持寺駅からバスでの送迎は想定していない。</p> <p>なお、都市計画決定後の用地交渉については、国の基準に基づき物件調査等を行い、適正な価格を算出した上で誠意を持って対応していきたい。</p> <p>補償内容については、地権者に対しては、土地代、建物代、家賃減収補償等が、テナント事業者については、内装費用、営業補償、移転費用等が対象になると考えている。</p>
○坂口委員	<p>府道北側の阪急電鉄線路沿いの南向き一方通行道路の交通安全対策についてどのように考えているか。</p> <p>また、駅前交通広場の歩道部分については、どのように整備する予定か。</p>
○田邊課長	<p>総持寺駅の現状が、駅改札口から直接市道に出るような状況であるため、安全確保の観点から開札口前に溜りを設置する工事を予定している。</p> <p>また、阪急電鉄線路沿いの南向き一方通行道路についても、通行する車両から視覚的に分かりやすい安全対策を検討しているところである。</p> <p>なお、府道南側の線路沿いの市道については事故が多発しているため、駅前交通広場の整備の際には車両等の通行区間を市営駐輪場までとし、駅前交通広場は歩行者の空間として活用する考えである。</p>
○坂口委員	<p>本地域は、集中豪雨の際に道路冠水が問題となっているが、水路の暗渠化により改善されるのか。</p>
○田邊課長	<p>今回整備する区間については、現況より大きな断面となることから、雨</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	水の処理能力は向上する。
○小林委員	都市計画決定区域内の地権者が、計画決定後も用地交渉に応じない場合の対応は考えているか。
○田邊課長	事業内容を丁寧に説明する等、誠意をもって対応させていただく。
○大塚副市長	用地等の交渉にあたっては、計画の妥当性や補償の基準等を丁寧に説明させていただき、計画についてご理解いただけるように心懸けたい。
○川本委員	府道総持寺停車場線から総持寺自転車駐車場へは、整備予定の駅前交通広場を通過してアクセスすることは可能か。
○田邊課長	駅前交通広場内は自転車等の車両は押しただけであれば通行可能である。また、駅前交通広場内では、車止めを設置する等の安全対策も検討したい。
○清水委員	駅前交通広場の整備時期はいつ頃を想定しているか。
○田邊課長	地権者の事業への理解が大切であり、丁寧に進めていきたいと考えているが、市としては、JR 新駅の開業時期を合わせて整備に着手出来ればと考えている。
○建山会長	他に意見等ないか。 (意見なし)
○建山会長	意見が無いようなので、議題 99 号北部大阪都市計画交通広場の決定について、都市計画の案のとおり可決することに意義はないか。 (異議なし)
○建山会長	それでは、議第 99 号について原案のとおり可決する。 次に、府案件第 36 号について、意見・質問等ないか。
○坂口委員	JR 新駅から国道 171 号までの区間についても水路暗渠化工事を行うのか。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○田邊課長	JR 新駅から国道 171 号までの区間についても、同様に水路暗渠化工事を行う予定である。
○辰見委員	総持寺停車場線と国道 171 号の交差点については事故も発生しているが、右折レーンの設置等、交差点改良について計画はあるか。また、計画がある場合は、その事業の進捗状況について伺いたい。
○大塚副市長	国道 171 号との交差点については改良が必要と考えており、国道事務所と協議を行っており、関係地権者にも協力を求めているところである。
○朝田委員	新たな駅前交通広場の進入路については、歩道部分に車両等が進入することが想定されるが、安全対策は考えているか。府道北側の歩道を利用する歩行者も多いが、道路を乱横断する場合があります、危険ではないか。駅前交通広場の整備や溜りの設置に併せて交通安全対策を考えているのか。 また、議案書の資料の一部が少し見にくいので、分かりやすい資料作りをお願いしたい。
○田邊課長	安全対策の必要性については、市としても認識しており、都市計画決定後、関係機関と協議する。 また、議案書は、都市計画図書の様式に基づき作成したものであるが、分かりやすい資料づくりを心掛ける。
○清水委員	総持寺停車場線と総持寺太田線の名称の使い分けについて教えてほしい。 また、都市計画道路を廃止した場合でも、将来の交通需要が満足できる根拠を示してほしい。 水路暗渠化工事により、自転車、自動車及び歩行者が分離されることは良いことだと思うが、整備されるのは自転車専用道と考えてよいか。
○田邊課長	総持寺太田線は、都市計画法で位置づけられる都市計画道路の名称であり、総持寺停車場線は、道路法で位置づけられる大阪府の道路名称である。 また、本市で定めている都市計画道路については、1 日 10,000 台程度の処理能力を有しており、現状で将来の交通重要も満足できると考えている。 なお、自転車道については、単独の自転車専用道ではなく、法定外表示を施した自転車レーンである。
○澤木委員	都市計画道路の一部廃止ではなく、幅員変更による都市計画変更という

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	考え方はなかったのか。
○田邊課長	水路の暗渠化工事による現道拡幅工事を基本としており、新たに用地買収等が必要とならない都市計画の廃止を府が選択した。
○神吉委員	今回の水路暗渠化工事や駅前交通広場の整備も含めて、車社会から歩行者・自転車社会への変化に対応した整備方針であると見受けられる。整備により自動車交通量が増える懸念があるが、歩道の拡幅により、歩行者空間がさらに良くなるよう整備のデザイン等も含めて検討してほしい。
○山崎委員	水路を暗渠化した際の浚渫等の維持管理はどのように考えているのか。
○田邊課長	一定間隔で点検口を設置し、維持管理に支障がないよう整備する。
○辰見委員	歩道と車道の段差が少ない道路整備になるのか。
○田邊課長	バリアフリーの観点から歩車道で段差の少ない道路整備に努める。
○建山会長	その他意見等ないか。 (意見なし)
○建山会長	意見が無いようなので、府案件第 36 号について、本審議会は意見なしと回答することに異議ないか。 (異議なし)
○建山会長	府案件第 36 号について、本審議会としては「異議なし」で回答させていただく。水路の暗渠化による道路整備にあたっては、本審議会の意見を踏まえ、より良い整備をしていただくようお願いする。 続いて、立地適正化計画の策定について、事務局より今後の取り組みについて説明をお願いする。
○事務局	(事務局説明)
○建山会長	事務局からの説明は以上である。 何か意見・質問等あるか。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○神吉委員	立地適正化計画は市全体的な計画であるが、本日の案件のような地域に密着した都市計画が、立地適正化にどのように寄与しているかが明確になればよいと考える。
○建山会長	個別の都市計画が市全体の立地の適正化にどのように寄与しているかが明確になるような計画作りをお願いしたい。
○福岡市長	本日お配りした資料について、ご指摘があったが、今後は分かりやすい資料作りを心掛けたい。
○建山会長	<p>分かりやすい資料については、円滑な会議運営のためにもよろしくお願いしたい。</p> <p>他に意見等なければ本日の都市計画審議会を終了する。</p> <p>長時間にわたりご審議いただき感謝する。</p> <p style="text-align: center;">(11時45分閉会)</p>